

2024年度 博報教職育成奨学金 応募要領

博報教職育成奨学金制度は、公益財団法人博報堂教育財団による、国語教育の教員を目指す学生を対象とした奨学金給付事業です。

事業の目的（博報堂教育財団の公式サイトより抜粋）

児童教育を支える未来の教育指導者を育成し、これからの子どもたちを支えていく人材を輩出することを目的に、教職をめざす大学生・大学院生を支援しています。推薦依頼大学から推薦された熱意ある教員志望学生への奨学金給付および研修等を通じて、広い視野と柔軟な思考力を育成。
また、互いに学び合い、支え合うネットワークを広げる活動をしています。

このたび同志社大学では、下記の要領にて、本奨学金の出願を受け付けます。

1) 出願資格

- ・中・高等学校の国語科教員を目指す本学の学部学生。
- ・出願時点で中一種免（国語）及び高一種免（国語）の教職課程登録が完了していること。
- ・2024年度に標準修業年限内（4年以内）であること（ただし休学期間は除く）。

2) 成績基準

成績が学部・学科の上位1／3以内であること。
（出願前に学生生活課の窓口で確認してください）

3) 奨学金給付内容

① 給付額（給付制。返還の義務なし）

- ・年額120万円（月額10万円）
- ・自宅外生への特別支援費として、年額60万円（月額5万円）

自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき財団が決定。自宅外生の基準は、自宅から大学までの通学時間が公共交通機関を利用して2時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し、通学を行う者とします。

② 給付期間

原則として、奨学生となった年度の4月から学部卒業までの最短期間。

③ 他の奨学金制度等との併給の可否

原則として他の給付型奨学金との併給は認められません。
（貸与型奨学金はこの限りではない）

④ 奨学金の給付を伴わない、授業料減免制度との併用

大学が行う授業料減免制度との併用をする場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金給付額が減額され、給付されます。

⑤ 国の「高等教育の修学支援新制度」との併給可否

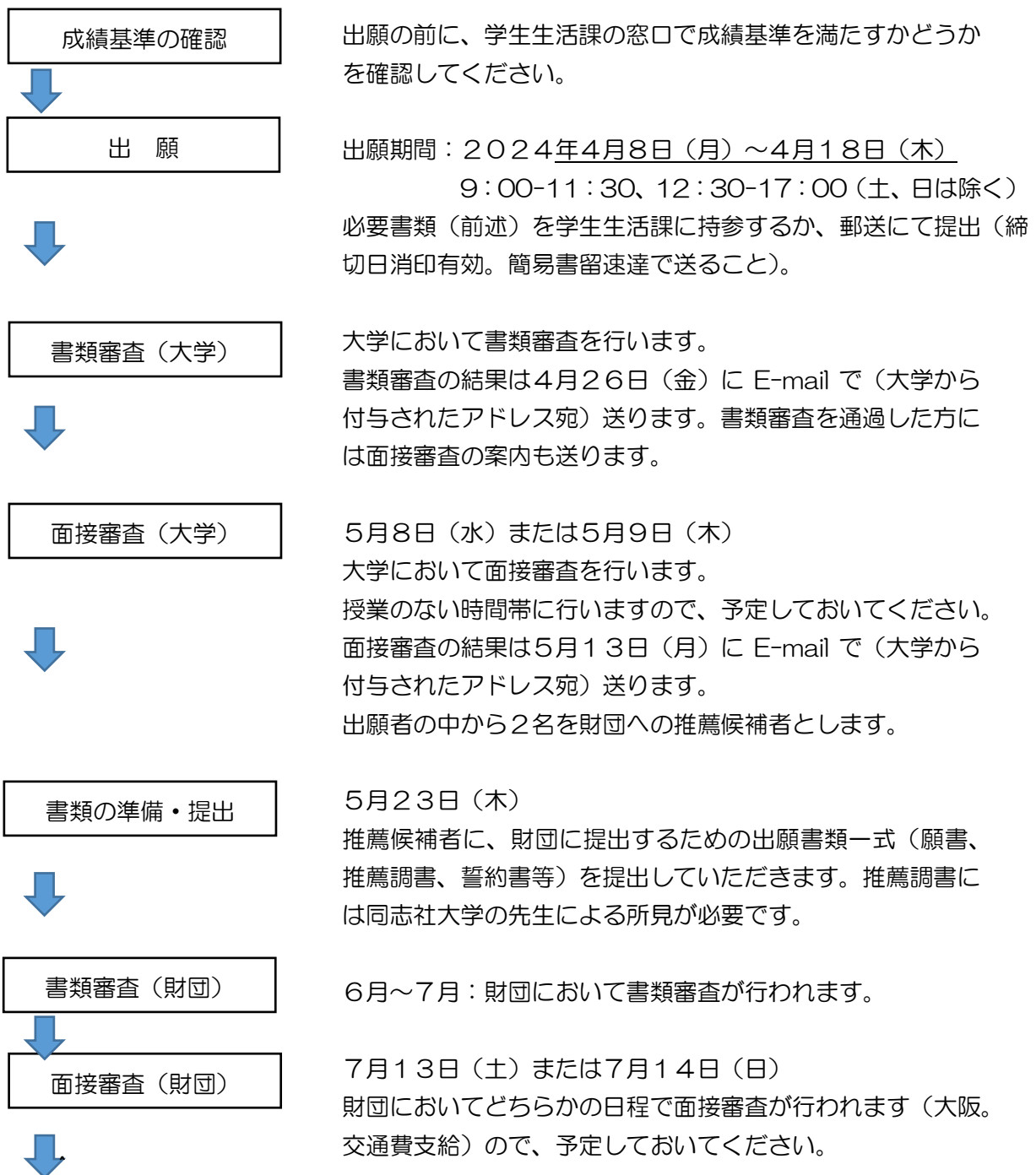
- ・「授業料免除制度」のみを利用する場合は併給が認められます。ただし、授業料免除割合に応じて博報教職育成奨学金制度の給付額が調整されます。
- ・「給付型奨学金」部分も利用する場合は、博報教職育成奨学金制度の奨学金の併給は不可。

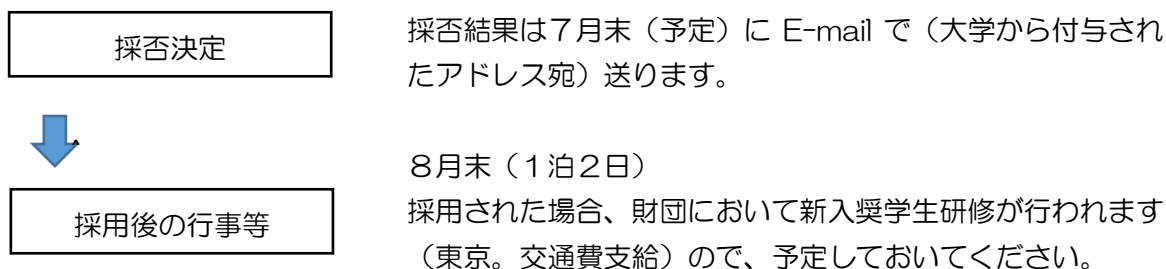
4) 出願書類 (5点)

- ・奨学生願書 (様式2) (写真は不要)
- ・課題文 (様式6) (鉛筆書き可)
- ・教員免許状取得見込年月について (本学所定用紙)
- ・2023年度秋学期までの成績 (DUET の画面を印刷)
- ・2024年度春学期の授業時間割 (DUET の画面を印刷)

5) 出願から採用まで

大学において出願受付を行い、出願者の中から、学内選考のうえ2名を財団に推薦します。その後、財団による書類選考と面接選考を経て、採否が決定されます。





6) 採用後の誓約

奨学金給付開始時に、以下について本人および保証人に誓約していただきます。

- ・教員になる強い意志を持ち努力を継続すること、大学在学中に、中一種免（国語）及び高一種免（国語）の教職課程を修了し、教員免許状を取得すること。
- ・毎年度末に成績証明書及び財団の指定する報告書を財団に提出すること。
- ・現在または将来のいつの時点においても、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者と一切の繋がりをもたないこと。教職を目指す者としての責任を自覚し、高い倫理観を持ち良識ある態度と行動を常に心がけること。
- ・給付された奨学金は学業に専念することを目的に、授業料・教材料等の学業及び必要とされる住居費や生活費のみに適切に使い、他に流用しないこと。
- ・財団が定めた書類等の提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。
- ・財団の主催するオリエンテーション・研修プログラム等に参加すること。
- ・奨学期間中および期間終了後も、当財団からのアンケート調査等に協力すること。
- ・奨学金給付額に関わる事項（授業料免除制度との併用、自宅外通学等）については、常に正しい情報を申告し、いずれも変更が生じた場合は、直ちに財団に届け出ること。

7) 海外短期留学支援制度（採用者が対象）

将来、優れた教員になるための経験として役立つと思われる海外短期留学や海外研修等については、奨学生の申請と大学からの推薦により、事前申請・事後報告で下記が支給されます。ただし観光を主目的とする活動は除く。

- ① 渡航費（アジア地域5万円・その他地域10万円／一律）
- ② 留学・活動費（5万円／月）

※累計100万円までを上限に、奨学期間中回数制限を設けずに申請できます。

※海外短期留学支援の申請は、必ず大学を通じて行うこととします。

※留学費用を全額、大学や他の団体から受ける場合は本制度の申請はできませんが、留学費用の一部支援を受ける場合は本制度の申請ができます。

問合せ先：

同志社大学 学生生活課（月～金、9：00-11：30、12：30-17：00）

今出川校地（寒梅館1階）TEL：075-251-3280

京田辺校地（成心館1階）TEL：0774-65-7430